

平成29年度

事業計画

特別養護老人ホーム南山の郷

南山の郷デイサービスセンター

南山の郷居宅介護支援事業所

ケアハウス南山の郷

認知症グループホームみなみやま

小規模多機能ホームみなみやま

高齢者向け住宅みなみやま

はじめに

わたしたちは、社会福祉法人として地域に果たさなければならない使命感をもち、理念を実現していく上で専門職としてふさわしい知識・技術の向上を目指して日々活動していかねばなりません。

そして、地域の生活に目を向け、一人ひとりの利用者が尊厳をもって暮らすことができるよう在宅～入所に至るまでの生活支援を追求しながら、常に最善のサービスが提供できるよう努力していくことが求められています。

また、地域の核となる施設として、さらには地域住民の地域の「駆け込み寺」として誰もがいつでも利用できる施設となるよう、行政や関係機関と連携を取りながら、日々、最善の努力を尽くさなければなりません。

地域社会に貢献する責任と義務を担うため、法人機能の全てを総合的・有機的に結び付け施設機能（サービス・人材・資源）を最大限活用して貢献していくことが社会から期待されています。また、それが社会福祉法人とそこで働く者と、他の事業との社会的責任の違いでもあります。

自分の仕事が、「常に誰かの支えになっている」、また「誰かの役に立ちたいという思い」を持ち続けることを忘れずにいきましょう。

尊厳の保障に向けて

好き好んで病気や障害をきたしている人はいるはずもなく、誰もがその人にとっての本来の普通の生活を望んでおり、その生活の実現すなわち尊厳の保障を実行することが我々の専門職の役割です。

法人の運営理念

仏教精神を基盤として創立し、共に苦しみ、共に喜ぶ同朋相互扶助の日々を生活の信条とし、「命の輝き」を追求する。

※「命の輝き」とは・・・法人にかかわる全ての人々（利用者とその家族、地域住民、ボランティア、職員とその家族）の命の輝きを意味します。

施設経営方針（大切にしたいこと）

愛知育児院は、「人との出会いと別れ」、子どもからお年寄りまで、それぞれの世代やその人らしい「いのちの輝き」を求めて・・・を大切にしながら、明治42年以来、この南山の地で地域に根ざした活動を行ってきました。

どの方もたとえ介護が必要になっても、今までの暮らし、今までの人づき合い、今までの生き方を続けていきたいと願ってはいないでしょうか。「安心して介護を受けたい、住み慣れた場所で介護が必要になっても自分らしく生きたい」そんな思いに応えていくことが私たちの事業方針です。どの方に対しても在宅から施設入所まで一貫してその方に合わせたサービス提供ができるよう、「その人らしい生活が最期まで送れること」「自分が入りたいと思える施設づくり」「自分が住み続けたいと思える地域づくり」という想いを大切に、その方の心と生活に寄り添い支えていきます。

また、「尊厳ある介護」、「自立支援」、「普段どおりの生活の継続」、要介護度が下がっても・失われた身体機能の回復が無理であっても精神的な「生きがい」「やる気」「元気」を見つけられる生活支援をモットーに、常に利用者の最善の利益を考え既成概念にとらわれず、工夫と改善を忘れることなく、「自分や自分の家族にして欲しいサービス」を実践し、「その方の幸せと笑顔」とともに喜び合えるようになることを目標とします。

利用者・家族の笑顔と本来の暮らしを取り戻そう「その人がその人らしく」を合言葉に！

1. その人らしく

個人を尊重した個別ケアの実践ができる（介護の常識に捉われない視点で）

2. 笑顔と挨拶

職員として自信・満足を得ることで優しさと輝きが伝えられる

（優しく、思いやりと人と人の温度を大切にする）

3. 思いやり

相手の立場で見る・聴く・考える・感謝する

4. ゆっくり、よりそって

ゆったり、落ち着いた雰囲気の中で、その方お一人おひとりの時間の流れを大切に、生きる力を最大限サポートする。

5. 集いの場

地域に根ざした施設として役割を果たす。暮らす人、集う人、支える人は大きな家族です。ともに寄り添い支え合っていく。

職員行動指針について

ここに定める「職員行動指針」は、法人理念・施設経営方針。理念・方針を実現するための事業計画に照らし、法人が求める職員像を示すとともに職員自身が専門職としてどうあるべきか。職員一人ひとりが個人としどのようになりたいかを明確にしていく羅針盤となるものであり、その目標に向かって互いに取り組んでいくための指針となるものです。事業所も職員も常に念頭におきながら活動していきましょう。

職員行動指針

<求める職員像>

職員各々が、初心を忘れず自らを理解し、専門職としての意識と知識・能力を有し、自分で考え行動できる専門職となること。

(直接サービス：サービス精神)

1. 利用者の立場にたったサービス提供を充実させよう。

(協力：介護・看護の連携)

2. 介護活動と看護活動の協力を努力しよう。

(間接サービス：会議、教育の充実)

3. 意思の統一をめざして会議・ミーティングを行い、教育を大切にして、職員の資質向上の努力を行って知識の均一化、情報の一体化を心掛けよう。

(環境整備：予算確保)

4. 職員の働く場の環境・設備を予算をもとに整備して、働きやすい職場にするよう努力しよう。

(時代意識：先見力)

5. たえず外部に目を向け時代を察知し、時代に即応したサービスを考えよう。

(実行力：即応性)

6. 検討し、決定した事柄を実践に移すとき、スピード、即応性を意識して実行しよう。

(評価：チェック力)

7. サービス活動の結果を定期的に検討評価して、たえず改善するよう努力しよう。

職員行動指針の概要

(直接サービス：サービス精神)

1. 利用者の立場に立った活動を充実させよう

- ① 利用者のADL（日常動作能力）及びIADL（手段的日常生活動作）を把握して、特性に合わせたサービスを提供する努力を怠らない。
 - ② 利用者のADLに基づいて、生きていることを感じられるコミュニケーションに努力して、利用者に（高い目標でなくてよいので）、QOL・日常生活の質の目標を設定して、担当するものがその充実に努力する。
 - ③ サービス提供は、基本的にチームでサービスする。利用者には、その人について1年を通じてお相手する担当者を必ず正副2名（部門により1名）確保をする。
 - ④ これからの時代のサービス提供は、新しい発想により行われるものであり、現在の直接サービスに頭を固定せず、提供するサービスが、施設内、施設外を含めたものであることに着目して、施設外サービスの多様性に対して困難が伴うが、じっくりと検討して行動の幅を広げて、人としての日常活動として納得できるよう目標を設定し、少しずつその幅を広げていく。
- (イ) 施設外活動は多様であり、娯楽、買物、食事、診療、旅行、里帰り、趣味、スポーツなど時間の制約の中で、協力して、計画的に実施する。
- (ロ) 施設外活動の実施は、小グループにて行うこととして、事前にADL・IADLに基づいて小グループを編成しておくこと。
- (ハ) 個人活動の場合も、チームにて事前にスケジュールを十分に検討して参加メンバーの理解と協力を求めながら実施する。
- (ニ) 診療活動は、利用者の施設外活動の一環として行われるものであり、そのサービスが介護、看護各部の協力によるものであり、十分な打ち合わせを行う。

(協力：介護・看護の連携)

2. 介護活動と看護活動の協力を努力しよう

介護、看護職員は、そのサービスの内容が異なるが、協力して意思の通じ合う関係でなければ業務を行うことができない。両者にて綿密に打ち合わせを行って、結果的に利用者の方に相乗効果のあるサービスができるよう努力する。

(間接サービス：会議、教育の充実)

3. 意思の統一を目指して会議を行い、教育を大切にして、職員の資質向上の努力をしよう

利用者へのサービスは、質の高いサービスを提供することを目標として努力しなければならないし、そのためには、職員一人ひとりの知識、技術の向上と、

均一化された質の確保が必要である。また、日々行われるサービスの情報が各自、ばらばらに行われるのではなく、一体化された情報の共有を努力することが必要であり、教育を大切にして、職員の資質向上の努力を行い、知識の均一化、情報の一体化を心掛けよう。

(環境整備：予算確保)

4. 職員の働く場の環境を整備して、働きやすい職場にするよう努力しよう

利用者に良い介護サービスを提供しようと思えば、その職場は、プロとしての環境整備が必要である。職場の安全の確保、清潔な衛生の確保に加えて、整理整頓に努めて、利用者サービスへの必要な道具の整備を充実することが必要である。同時に、施設は環境整備のための予算を確実に確保するよう努力しよう。

(時代意識：先見力)

5. 絶えず外部に目を向け、時代を察知し時代に即応したサービスを考えよう

今日、介護保険の充実で新しい福祉サービスが次々に生まれています。超長寿社会、高齢者拡大社会が進行する中で老人福祉サービスの充実が求められている。外部に目を向けて、時代を察知して、時代に即応したサービスを行う努力をしよう。

(実行力：即応性)

6. 検討し、決定した事柄を実践に移すとき、即応性を意識して実行しよう。

利用者へのサービスにおいて重要なことは、職員の意思の統一とともに、検討した事項の実行についてのスピードである。職員の一体感のある活動においては、臨機応変な心構えと即応性の高い実行力が要求される。

(評価：チェック力)

7. サービス活動の結果を定期的に検討、評価して、絶えず改善するよう努力しよう

施設内活動、施設外活動、直接サービス、間接サービスと利用者へのサービスは、考えれば多岐にわたり、職員個々に、またチームワークで検討すればいくらでもある。私たちは、利用者のためにいろいろな工夫を行い、その結果を利用者の方々に喜んでいただきたいと思う。そのためには、お互いに会議、ミーティングを開いて検討した結果を、定期的に評価する必要がある。そして、評価に基づいて、あらためて問題点を明らかにして改善を行い、次のステップの目標を設定して活動を行う。

最後に『周り是不変かもしれないが、自分と未来は変えることができる。その想いと行動が集団になれば、未来は切り拓ける』

中期事業計画（5か年計画＜H28年度～32年度＞）

1. 地域包括ケアシステムの中核を担う社会福祉法人として、介護が必要な高齢者の暮らしを支える専門性の高い事業の構築と、施設及びスタッフの専門性・機能・役割を生かしたサービス提供を進める（生活・福祉・介護・医療のネットワークづくり）。

○入所系サービス・居宅系サービス・居住系サービス・地域密着型サービスなどの様々な機能を複合的に展開することにより、在宅から施設入所まで一貫してサービス提供ができるよう連携を強化していく。それにより、利用者の必要性に応じたサービスが選択でき、介護予防からターミナル期までの支援が総合的にできる体制を構築していく。

◇デイサービス・ショートステイの相互利用と共通したサービス提供

◇デイサービス・小規模多機能居宅介護での配食サービスの提供

◇小規模多機能居宅介護によるショートステイの緊急時受入れ

◇小規模居宅介護の定員及び通い定員の見直し検討

◇多職種協働・施設間連携による口腔・栄養管理に係る取組みの充実と、在宅部門への支援体制の充実及び人員配置の強化

◇デイサービス・ショートステイの個別機能訓練の連携・支援の連続性（質と人員配置の強化・効率化）

◇法人内事業所の連携により、同じ利用者に統一された介護計画により、お互いが専門的なサービス提供を実施

○利用者の重度化が進展していく中で、協力医療機関及び関連施設、協力施設（GH）との連携体制の再構築を図るとともに、看取り及び医療依存度の高い高齢者の受け入れが対応できるように体制・設備・サービスの質の見直しを図る。

◇デイケアとの連携によるリハビリ連携パスの構築と、スタッフの派遣による継続的なリハビリ支援

◇退院後の早期リハビリ促進のため職種間及び介護事業所間の連携強化

◇協力医療機関・協力病院との医療連携の整理・急性期及び終末期対応の充実、関係者の負担軽減

◇訪問看護事業者との連携による医療体制の充実と関係者の負担軽減

◇在宅診療機関との複合連携の体制づくりと医療体制の充実

○認知症ケアに対する理解とケアの質の向上を図り、サービス提供のあり方の構築を目指していく。また、利用者の状態にあったサービスが選択できるよう新

たなサービス体制の整備を図る。

◇既存施設の居室等の改修による心地よい空間づくり

◇認知症デイサービス又は地域密着型デイサービス（緊急宿泊・訪問介護・配食サービス）整備

◇サテライト型小規模多機能・看護小規模多機能型居宅介護等の整備。

○地域の高齢者等の生活上のニーズを把握し、適切に既存サービスに結びつけ、制度で救済できない高齢者・障がい者についても支援とニーズの掘り起こしを行う、見守り支援体制を新たに構築していく。また、新たなサービスの開発（例：生活支援サービス、コミュニティーサロン（認知症カフェ）、移送サービス、外出支援サービス等）にも取り組む。

◇地域の見守り支援のコーディネーターを果し、地域の支援団体の育成、支援ネットワークを組織化

◇コミュニティーサロンについては、利用者と地域の高齢者との交流、社会参加・生きがい活動の場として位置づけ、区政協力委員会等と連携しながら職員全体で企画運営していく。

○地域の権利擁護的支援が必要な利用者・家族が増加している。その支援組織として、非営利特定法人として権利擁護活動・死後事務（納骨・遺留品等の整理）を行う組織の立ち上げについて研究し、権利擁護の必要な地域住民の生涯にわたっての法的支援をしていく。

2. 個別ケア・グループケアのあり方を再検討するとともに、個別ケアと生活及び介護の質が向上するように具体化を図る。特養については、将来の制度改革を踏まえて準個室化（プライバシー保護）・準ユニットケアへの移行の研究を進め具体化を図る。

◇生活空間の充実だけではなく、床改修や機能性も考慮した快適で安全・安心な環境整備を含め、準個室化（居室空間・トイレ）の改修計画を立案、名古屋市との協議を進め具体化を図る。

◇個別ケアプランを基軸に、ユニット（グループ）単位の業務の在り方及び人員配置の見直し及び職員の帰属化を図り、ニーズに即してケアが実現できる方策を検討する。

3. 併設事業所（ケアハウスを含む）及び関連事業所との連携のあり方を見直し、職員の相互の協力体制を整え、利用者を施設全体で支えるシステムを構築する。

◇ケアハウスでの介護サービス提供を具体化し、関係機関との連携を促進し、小規模多機能を積極的に活用

- ◇グループホームへの管理宿直の配置による、夜間支援の強化
- ◇特養の管理宿直の夜勤業務への移行

4. 組織運営の確立、介護の質の向上、職員の成長の為に、施設運営のあらゆる場面で、「気づき」＋「意識づけ」＋「P→D→C→Aサイクル」を実行し、決めた事は守り実行し、継続・検証・更に工夫し改善できる風土を確立する。

- ◇申し送り、ミーティング、カンファレンス、事例検討などを意識化・標準化することで、ケアの質の向上と人材育成を図る

5. 災害から利用者、家族、地域住民、職員・家族を守る「災害に強い施設づくり」を目指し、体制づくり、設備・備品の整備、ライフラインの整備、教育・啓発活動、地域との連携や施設間協力協定等、災害に備える活動に取り組む。

6. 安全な介護と職員の介護負担軽減（腰痛予防）のための対策を講じる。

- ◇福祉用具及び介護ロボットの導入研究及び利用促進
- ◇5 S活動の推進（整理・整頓・掃除・清潔・しつけ）

7. 人材の確保のための対策と人材育成のための仕組みづくり、職員の処遇改善の対策を講じる。

- ◇キャリア段位制度導入の研究及び導入
- ◇目標管理と職員面談の連動による職員サポート体制の構築
- ◇職員採用と新人教育の連動による人材育成の仕組みづくり
- ◇ICTの活用促進と記録・書類の簡素化及び効率化を図り、ICTツールを活かし、日常の中で教育訓練方法として活用、経営理念の具現化にも繋げる。
- ◇インターンシップの導入研究
- ◇実習委員会における若い世代の福祉や介護への理解と人材の掘り起し対策の検討
- ◇スポット及びコア業務の訪問介護事業所との業務提携による業務負担軽減

8. 経営の安定化を目指し、法改正に左右されない財政基盤を強固にする。

平成29年度高齢者施設事業方針

1. 「利用者の最善の利益」を常に追求し、尊厳あるサービスの提供を目指す

本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を選択して暮らしがしていけるよう、「安全」「安心」「選択の自由」が保持される介護サービス体制・環境の整備に取り組む。

- ・高齢者虐待・身体拘束・人権保持に関する基本的な考え方を認識する教育の場を持つ。
- ・不適切なケアを生み出す背景を理解して、対策を施設全体で検討し、不適切ケア・虐待を未然に防ぐ施設をつくる。
 - ① 感情のコントロールができる環境づくり
 - ② ケアスキルが職員間で学べる環境づくり
 - ③ 施設のケアの標準化を保つ職場環境づくり
- ・利用者の生きる目標（やりたいこと、喜ばれること、好きなこと、寝たきりの人でもその人らしい余暇活動）などを把握し、本人の立場に立った「思いやりのある優しい」活動、支援を行う。

2. ケアの再構築とケアマネジメントの充実を目指す

ケアプランを基に、「その人らしさ」を大切にされた個別ケアを意識し、利用者の心身の状態や生活パターンに合わせたケア内容や生活支援のマネジメントを行う。また、科学的介護（自立支援ケア：認知症状の改善、歩行・排せつの自立の実践、常食化に向けたケア、看取りケア）に基づく適切なサービス提供を目指し、ケアマネジメント体制を見直す。

科学的介護の視点

- 看取りケア：医療機関との連携の強化、看取り介護指針の更新、家族との関わり構築、多職種連携・協働、利用者・家族との看取りの学び
- 認知症ケア：専門医による識別診断、利用時等の頭部CT撮影、疾患別特徴をおさえたケア、
- 口腔ケア・リハ：歯科衛生士による口腔指導、食事形態の見直し、適切な器具の選定・環境整備、個別の口腔ケア・嚥下リハ・言語訓練計画
- 機能訓練：心身機能の維持向上、個別機能訓練の実施、専門職員との連携（リハビリ専門職の連携含む）、アクティビティを取り入れた訓練及び生活リハビリの実施

(1) ケアの充実とリスクマネジメントの過程を再構築する。

- ・多職種連携の第一歩として、利用者の日々の情報を多職種が一元化・一覧化して管理し、状態を分析できる仕組みを「介護総合記録表」「モニタリング表」の整備と活用を通して整えていく。

- ・心身の状態や介護実績、利用者のエピソードなど「記録の書き方」を研究し活かせる記録とする。
 - ・「思いの共有化」「情報の共有化」とケアチェックの仕組みづくり
 - ・日々の申し送り・ミーティングのあり方、カンファレンスやケアプランの内容の充実、現場への反映の方法などチームのレベルアップの仕組みづくり。
- (2) 苦情と事故防止の体制、改善作業を日常業務に反映させ、ケアの充実に具体的に活かしていくサイクルを構築する。
 - (3) 利用者・家族への説明責任、情報開示、意見聴取など、利用者・家族と相互理解を深め合える関係づくりの構築を進める（リスクと対応の説明、カンファレンスへの利用者・家族の参加、モニタリング表活用による状態・方向性の相互理解）。

3. 生活環境・生活空間の改善を図る

- (1) 生活環境を見直し、利用者の安全で快適な潤いある生活空間の整備に努める。
- (2) その人らしい生活環境（居室）や落ち着ける空間（ダイルーム）づくりを家族と共につくる。
- (3) 建物・設備の老朽化に対して適切な保守・営繕に努める。

4. 災害に強い施設づくり

- (1) 災害に備えて設備・備品（備蓄品、救助用品、ポータブル蓄電器、ソーラーシステム増設、非常用発電機改修、職員用帰宅用品など）の改善・整備、建物内の転倒防止対策など安全対策を講じる。
- (2) 災害時の利用者、職員や家族の安否確認を行うシステムを構築し、復旧や支援活動が速やかに行える体制を整える。
- (3) 利用者等の支援がスムーズに行えるよう緊急連絡先の整理、支援カードなどの整理を行い、誰でもが安否確認や支援ができるツールを整備する。
- (4) 災害時、関係機関からスムーズに物資や人材の支援が受けられるように、地域や施設間協定を締結しネットワーク構築に努める。
- (5) 事業継続計画（BCP）を立案し、設備保守計画を策定するとともに、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を、定期的実施していく（2か年計画）。

5. 在宅の高齢者の支援を行う体制をつくる

- (1) 認知症高齢者の在宅支援として、自分らしく、住み慣れた地域で暮らしていくために、多世代が集い活用できる地域の拠点の場である認知症デイサービス・地域サロン（段階的に宿泊機能併設）を平成30年度開所に向けて昭和区周辺に整備を行う（保育園との複合施設整備もあり）。また、地域サロンは、地域の子どもから高齢者まで集える憩いの場として整備し、認知症高齢者が地域で暮らし続ける環境整備（地域の介護力の育成）を進める。
- (2) 八事学区の高齢者や地域住民が自由に集え、情報提供（ミニ講座・講演、認知症家族介護教室、介護教室）、趣味や社会活動の提供・交流の場、単身高齢者・

障がい者の食事会など地域の介護の支援の場となるサロンを、既存のデイサービスの機能に付加し、地域の組織づくり・地域組織の育成・サポートをしていく。

- (3) 地域の高齢者や施設利用待機者・家族等の生活上のニーズを把握し、適切に既存サービスに結びつける支援をしていく。新たに「生活支援サービス」(相談・見守り・安否確認・日用品交換など) (仮称) (対象地域：八事学区) を立ち上げ、制度で救済できない高齢者・障がい者の支援とニーズの掘り起こしを行う。
- (4) 在宅生活の継続を重視し、特養待機者でも在宅生活がより可能となるよう「在宅入所相互利用サービス」の活用を図り支援していく。
- (5) 「高齢者福祉いきいき相談室」の機能を強化し、いきいき支援センターとの連携の下、積極的に地域に出る活動を通して地域の介護支援、介護相談、住環境相談、介護者の育成・教育の場を法人内の専門職と協力して、地域の総合相談窓口としての機能を果たしていく。

6. 職員の専門性の向上、資質の向上に努める

- (1) 定期的な職員面談を通して、職員の学ぶ意欲・目標の明確化を図り、1年間を通じて支援することで、モチベーションの維持・向上と育成を図り、目標の達成を共に評価する仕組みづくりを構築し、職員の資質向上と人間力の育成を図る。
- (2) 現場力(介護力：法令遵守、医療・介護、利用者の安全・安心が確保できる専門知識や基本知識)を高める内部研修の充実と外部研修への積極的参加、委員会・部門ごとのきめ細かい勉強会の実施等自己研鑽が図れる体制づくりを行い、良質なケアに努め業務に反映する。
- (3) 法人と協力しながら、職種別、経験別、役職者別研修を開催し、それぞれの段階、役割に応じた知識・技術や資質習得への支援を行う。
- (4) 介護職員の資格取得を支援するため、資格取得助成制度の活用に加え、受験対策模擬試験や実技講習会への業務による参加支援・費用負担、認知症介護実践者研修・リーダー研修、たんの吸引資格取得促進を勧める。
- (5) 介護技術の標準化を行う土台づくりとして、「専門的技術指導者」(キャリア段位制度(アセッサー制))の育成を行い、職員研修を主体的に行える体制づくりをする。また、介護手順と基準を明確化し人材育成に繋げるため介護手順書等の各種マニュアルのフローチャートや写真による「見える化」を順次進めていく。
- (6) 職員の成長目標、人材育成並びにサービスの質の担保・向上を図るために、「経験別・職務別業務基準」を作成し評価・サポートできる仕組みづくりの検討を行う。また、階層別面接とストレスチェック集団集計結果とをリンクさせ職員のサポート体制を構築する。(5)(6)の推進により次期報酬改定に備える。

(7) 職員採用について、採用面接（気づきと発見の面接術）・実技観察など方法を工夫し新人育成と連動させ、職員教育と仕事へのモチベーションの維持向上に繋げる採用・新人育成プログラムを構築する。

(8) 専門職の基本として、情報共有、「報告・連絡・相談」の徹底、適切な記録と活用等の徹底を図るとともに体制の整備をする。

7. 職員の働く環境の改善・整備（原則的に職員が抱える介助は無くす）を進める

(1) 安全な介護と自立支援を促していくために介護ロボット及び福祉用具の導入（移動リフト、昇降便座、座面昇降型リクライニング車いすなど）を積極的に進める。また、設備の改修（浴室のリフトの設置、昼部屋の設置や床の改修、トイレの改修、手摺の増設など）を検討し改善を順次進め介護負担と事故の軽減を図る。

(2) 福祉用具の活用や安全で介護負担の少ない介助方法の研修を行い、実践力を高める。また、腰痛予防体操など予防対策を講じる。

(3) 職員の健康管理体制を推進するため、①健康診断の内容を心身の両面から総合的に判断する内容に見直すこと。②健康管理やメンタルヘルス面を職員が自由に相談できるように、外部機関と提携できるよう体制を整備する。また、休職した際に、安心して職場復帰できるようリハビリ復帰プログラムを検討していく。

8. 人材確保と職員処遇の改善を図る

(1) ICTの活用促進と記録・書類の簡素化及び効率化を図り、業務の負担軽減を図る。また、ICTツールを活かし、日常の中で教育訓練方法として活用、経営理念の具現化にも繋げ、仕事の質と労働生産性の向上を図る。

(2) 職員が安心して働ける基盤づくりの為、福利厚生事業の充実に取り組む。具体的には、永年勤続奨励制度、各種助成事業、保険給付、子育て・介護・医療相談事業、宿泊・レジャー優待事業、研修事業、リラクゼーション設備など充実化を図る。

(3) 職員の諸手当（処遇改善手当、職務手当、資格手当）を見直し、職員待遇の改善を図る（平成30年度適用）。

(4) 職員配置を見直し、職員の負担軽減を図るとともに、個別ケアに即した業務の見直しを行い、介護の質や業務の標準化、業務の効率化を図る。

(5) スポット及びコア業務の訪問介護事業所との業務提携による業務負担軽減

9. 適切な運営基盤を確立し、統一した組織運営づくりを目指す

(1) 施設業務全般や施設にかかわるルールを見直し、各事業の特殊性は考慮しながら規則・マニュアル・ケア関連様式等を整理・統一し、共通した基準・認識でサービス提供できる体制を整備する。

(2) 事業・労務・経理等について運用のあり方・方法・様式等を見直し、高齢者施設全体で一体的に運営し、運営の統一と効率化を図る。

(3) 第三者評価・内部監査（相互監査）のあり方などを工夫し、サービス・運営に対する適切な評価と先進事例を活かす仕組みづくりに取り組む。また、「介護サービス情報公表制度」「介護事業所人材育成認証評価事業」など情報開示を積極的に行い「透明性」を高め、施設運営・サービスに反映させる仕組みづくりに取り組む。

10. コンプライアンスを重視し、介護保険制度改正・報酬改訂に対応した体制整備を図る

平成29年度及び30年度に介護保険制度改正・報酬改訂が予定されている。新制度の理解及び適正な運営が行えるよう情報収集を行い、サービス提供体制及びサービス内容の再検証・充実を図る。また、利用者・家族への丁寧な説明をするとともに、改正に準拠する実務的準備を進める。

11. 社会情勢の変化に対応した財務基盤の安定を図る

平成31年10月、消費税率の段階的引き上げに伴う財務状況への影響が予想される。それに対応していくために適切な経営を行う基盤づくりが今後も求められる、具体的には、経営状況を迅速に把握・分析し、職員にも財務状況を開示しながら施設全体で対策を講じることにより効率・節約に努める財務体質を確立していく。そのために適切な運営と人事管理に努める。

※具体的な中身を生み育てるのは、我々一人ひとりとチームです。

【作業スケジュール】

実施 準備

計画課題	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ケアマネジメント整理	準備											
内部監査			実施									
特養第2嘱託医・協力病院提携	準備											
介護業務委託提携							準備					
PCシステム構築	準備											
準個室化・特養フロア等改修工事	準備						実施					
防災設備改修(太陽光)・備品購入							準備				実施	
災害安否確認システム構築・訓練	実施											
BCP計画作成・訓練	実施											
災害時関係機関協力協定締結											準備	
認知症デイ事業計画作成・事業化	準備							実施				
八事学区地域サロン	準備				実施							
八事学区ライフサポートサービス	準備											
キャリア段位制度構築	準備											
各種サービス手順書作成方法研究	準備											
経験別・職務別業務基準							準備					
採用・新人育成プログラム整備	準備											
リフト等腰痛対策・福祉用具導入	準備				実施							
人員配置・業務分担・業務効率化	準備											
メンタルヘルス対策						実施						
休職復帰プログラム構築										準備		
福利厚生事業拡充	準備											
第三者評価・情報開示等研究							準備					
真空調理機運用・常食化取組み	実施											
配食サービス導入	準備						実施					

平成29年度 事業計画

特別養護老人ホーム南山の郷

1. 基本方針

- (1) 利用者の一人一人が、主体性をもった個人として尊重され、地域社会の中でそれまでの生活(生活スタイル)と「日常性」が継続でき、利用者がその方らしく生き生きと明るく、楽しく、安心して暮らせるよう支援していきます。
- (2) 尊厳ある生活の保障に努めながら、「その人らしい生活を最期まで送れること」の思いを大切にし、寄り添い支えていきます。

2. 主な課題

- (1) 「権利擁護」の認識と、尊厳あるサービスの向上
- (2) ケアの再構築とケアマネジメントの充実
- (3) 職員の専門性の向上、資質の向上
- (4) 生活環境・生活空間の改善
- (5) 基本を整え、適切で統一した組織運営づくり（「南山の郷」「みなみやま」は一つの複合的なサービス）
- (6) 法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備
- (7) 社会情勢の変化に対応した財務基盤の安定
- (8) サービスの垣根を越えた相互利用の推進
- (9) 地域の高齢者・障がい者のニーズへの生活支援
- (10) 外部ボランティアの積極的な活用と受入れ体制の整備
- (11) 災害に強い施設づくり

3. 主な方策

- (1) 本人の生き方を尊重し、本人が「自分の人生」を選択して暮らしがしているよう、「安全」「安心」「選択の自由」が保持される介護サービス体制・環境の整備に取り組みます。
 - ▽ 高齢者虐待・身体拘束・人権保持に関する基本的な考え方を認識する教育の場を持ちます。
 - ▽ 不適切なケアを生み出す背景を理解して、対策を施設全体で検討し、不適切ケア・虐待を未然に防ぐ施設をつくります。
- (2) 個別ケアの充実と適切なサービス提供を目指し、ケアマネジメント体制を見直します。
 - ① ケアの充実とリスクマネジメントの過程を再構築します。
 - ・ 多職種連携の第一歩として、利用者の日々の情報を多職種が一元化・一覧

化して管理できる仕組みを「介護総合記録表」の整備と活用を通して整えていきます。

- ・「思いの共有化」「情報の共有化」とケアチェックの仕組みづくり。
家族の面会やサービス担当者会議、行事等への参加や往診時の立会いの場を利用し、利用者や家族の思いを知り、ご家族と連携したケアの提供方法と体制作りを努めます。（家族とケアパートナーになれる関係作り）
- ・入所前の生活暦や生活状況の把握に努め、個別の生活リズムや訴え、疾病や心身の状態を正確に把握し、認知症状にも配慮したケアプランを作成し、その方に合ったケアを提供します。
- ・毎日の生活の中で「ご利用者（個人）を知る」視点を持ち、専門職としてその方への対応やケアの方法を考え、科学的介護（自立支援ケア）の視点を意識したケアを実践します。
 - 看取りケア：医療機関との連携の強化、看取り介護指針の更新、家族との関わりの構築、他職種連携・協働、利用者・家族との看取りの学び
 - 認知症ケア：専門医による識別診断、利用時等の頭部CT撮影、疾患別特徴をおさえたケア
 - 口腔ケア・リハビリ：歯科衛生士による口腔指導、食事形態の見直し、適切な器具の選定・環境整備、個別の口腔ケア・嚥下リハビリ・言語訓練計画
 - 機能訓練：心身機能の維持向上、個別機能訓練の実施、専門職員との連携（リハビリ専門職含む）、アクティビティを取り入れた訓練及び生活リハビリの実施
- ・個別機能訓練において、介護総合記録表を活用し多職種で情報の共有化を図りながら、利用者の「その人らしさ」を大切に、その方の機能が維持できるように主体性を引き出せる支援を行います。在宅部門との施設間連携を図り、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による機能訓練の連携・支援の連続性に努め、ケアプランの内容を統一し、継続した在宅生活を支援します。
- ・管理栄養士、言語聴覚士を中心に多職種協働・施設間連携により、サービス間の食事形態の統一化を図ります。食事の介助方法・姿勢保持の見直し等についても個別に対応します。
- ・厨房設備として導入した真空調理機やブラストチラーの活用により、普通食の味わいに近いソフト食や軟採食の提供を目指し、その方に合った食事形態で美味しい食事提供に努めます。食事の楽しみを広げる工夫として、誕生日のお祝い膳などの行事食の企画をしていきます。
- ・余暇の時間にゆとりを持った関わりができるよう、業務の見直しや工夫を行い職員全体で協力し合う体制を作り、外出の機会や余暇の充実を図ります。

- ・日々のミーティングのあり方、サービス担当者会議やケアプランの内容の充実、現場への反映の方法などチームのレベルアップの仕組みづくりに努めます。
 - ・利用者の重度化と医療依存度の上昇への対応として、協力病院の再検討と、現任の第一嘱託医の他に第二嘱託医を配置し、入所ご利用者及びショートステイ利用者の健康管理と状態変化の早期発見、急変時の対応に備えます。
 - ②苦情と事故防止の体制、改善作業を日常業務に反映させ、ケアの充実に具体的に活かしていくサイクルを構築します。
 - ③利用者・家族への説明責任、情報開示、意見聴取など、ご利用者・家族と相互理解を深め合える関係づくりの構築を進めます。
 - ④ショートステイ利用の利便性の向上と緊急利用時の対応のため、レンタル衣料を用意するなど、利用して頂きやすいサービスづくりの工夫をします。
- (3) 職員の専門性および資質の向上と介護負担の軽減に努めます。
- ①定期的な職員面談を通して、職員の学ぶ意欲や目標を明確化し支援することで、モチベーションの維持・向上と育成を図ります。併せて目標の達成を共に評価する仕組みづくりをし、職員の資質向上と人間力の育成を図ります。
 - ②介護職員の喀痰吸引研修を施設内で開催し、専門職として必要なライセンス取得の機会を設けます。その他、施設外研修への積極的参加、委員会・部門ごとのきめ細かい勉強会の実施等自己研鑽に努め、良質なケアに努めます。
 - ③職員の成長段階、役割に応じた知識・技術や資格習得への支援を行います。「専門的技術指導者」(キャリア段位制度(アセッサー制))の育成を行い、介護職員のキャリア・アップと資質・モチベーションの向上を図ります。
 - ④新人職員の育成と離職低減を図ると共に、人材育成ができる中堅職員の育成と人を育てる風土づくりを進めていきます。(チューター制度)
 - ⑤専門職の基本として、情報共有、報告・連絡・相談の徹底、適切な記録と活用等の徹底を図るとともに体制の整備をします。
 - ⑥利用者の自立支援と職員の腰痛予防の為に、積極的な福祉用具の導入と介護方法の見直しを行います。介助場面において各種リフトや介護ロボットの活用など、抱上げずに介助できる方法を検討し導入してまいります。
- (4) 生活環境・生活空間の改善を図ります。
- ①快適で安全・安心な環境整備、暮らしの場所として居心地の良い空間づくりとして各フロアの全面改修工事を実施します。
 - ②廊下などの共有スペースと全居室の床、壁材の貼り替えを行います。トイレについては手摺の種類工夫などどなたにも使いやすく改修します。
 - ③多床室は準個室化への改修を行いプライバシーへ配慮した生活空間とします。全てのご利用者について個人毎の生活空間づくりをしてまいります。
 - ④1F 食堂のレイアウト変更と床、壁材を張り替える改修を行います。安全で

落ち着いて食事ができるよう整備すると共に、食事席とは別に団欒の場として利用できる寛ぎのスペースを設け、ゆとりと温かみのある生活空間への整備を図ります。また、家族の宿泊や看取り期の対応等、必要時に間仕切ることができるスペースを新たに設けます。

- (5) 基本を整え、適切で統一した組織運営づくりを目指します。「(南山の郷)「みなみやま」は一つの複合的なサービス)

▽第三者評価・内部監査のあり方などを工夫し、サービス・運営に対する適切な評価を行うと共に、情報開示を積極的に行い「透明性」を図りながら、施設運営・サービスに反映させる仕組みづくりをします。

- (6) 法令遵守を重視し介護報酬改訂に対応した体制整備サービス、提供体制及びサービス内容の再検証・充実を図ります。

- (7) 経営状況を迅速に把握・分析し、効率・節約に努めるなど適宜見直しを図ると共に適切な人事管理に努めます。

- (8) 利用者が、法人内の施設の種別を越えて自由に交流することや、利用サービスの違いに関わらず共通したサービス提供ができるよう取り組んでいきます。デイサービス、みなみやま、ケアハウスとの事業所間で定期的に会議の場を設けるなど、相互利用の方法や調整を行い、垣根を越えたサービス提供の工夫をしていきます。

- (9) 地域の高齢者・障がい者のニーズへの生活支援に取り組みます。

①居宅介護支援事業の「高齢者いきいき相談室」との連携や、地域の民生委員や老人会等とも連携し、地域の独居の方や障がいがある方の情報を収集しながらニーズを掘り起こし、地域の方に関わりながら関係づくりを進めていきます。職員が施設の外に出て、介護に関わる相談や勉強会の実施などを行うなど、特養が持っている介護に関する知識や技術を地域に還元していきます。

②「在宅入所相互利用サービス」の活用を図り、特養待機者が必要な時に特養の利用をし、また在宅に戻り住み慣れた家や地域での生活が可能となるよう支援していきます。

③デイサービスが窓口となる八事学区の高齢者や地域住民向けに開催される趣味の講座や交流の場などを、特養の利用者も活用し生活の幅を広げ、気持ちに潤いが持てる工夫をしていきます。

- (10) 利用者の潤いのある暮らしづくりの協力者として、積極的に外部ボランティアを受入れる為の体制を整えます。

- (11) 災害に強い施設づくり

①災害に備えて設備・備品(備蓄品、救助用品、ポータブル蓄電器、職員用帰宅用品など)の改善・整備、建物内の転倒防止対策など安全対策を講じます。

②災害時の利用者、職員や家族の安否確認を行うシステムを構築し、復旧や支

援活動が速やかに行える体制を整えます。

③利用者等の支援がスムーズに行えるよう緊急連絡先の整理、支援カードなどの整理を行い、誰でもが安否確認や支援ができるツールを整備します。

④災害時、関係機関からスムーズに物資や人材の支援が受けられるように、地域や施設間協定を締結しネットワーク構築に努めます。

⑤事業継続計画（BCP）を立案し、設備保守計画を策定するとともに、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を、定期的に行います。

4. 行事予定

4月	花見・花祭り
5月	買い物ツアー
6月	輪投げ大会、ふれあいまつり
7月	七夕、花火大会、夏まつり(こども園)、お相撲さん慰問
8月	夏まつり、総合防災訓練
9月	敬老会(保育園)、作品展用作品作り
10月	運動会(特養、こども園、名古屋市)
11月	名古屋市作品展
12月	年忘れ会、餅つき
1月	初詣、初釜
2月	節分、鍋
3月	梅見、ひなまつり、卒園児お別れ会、総合防災訓練

5. その他

定員

入所 80名、短期入所 20名

職員数 72名(常勤 57名、非常勤 15名)

平成 29 年度 事業計画

南山の郷デイサービスセンター

1. 基本方針

- (1) 地域に住まわれる高齢者の方々が、ここに来られることによって住み慣れた地域（環境）で、社会性を保ちいつまでも元気でその人らしく自立した生活が維持できるように援助します。
- (2) 利用者の「生涯自宅」でとの思いを踏まえながら、利用者の残存機能を活かした自立支援及び生活支援を行ないます。
- (3) 主介護者の介護負担軽減に努めるとともに安心して利用できるよう気軽に相談や報告が出来る体制を整えます。
- (4) 経営の安定、安定したサービスの提供に努めます。
- (5) 認知症に特化したサービス体制を整えます。

2. 主な課題

- (1) 利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関や他事業所、地域の住民活動などと連携し、デイサービスを利用されない日でも利用者を支える地域連携の拠点としての機能が発揮できるような体制を整えます。
- (2) 八事学区の高齢者や地域住民が自由に集え、情報提供・趣味や社会活動の提供・交流の場など地域の介護支援の場となるサロンを、通所介護の機能に付加し、地域組織の育成、サポートが行えるよう整備をすすめます。
- (3) 「身体の状況・利用の目的」など多様なニーズを的確に把握し、あらゆるサービス内容において個別化を図ります。
- (4) 快適に過ごしていただけるよう環境整備を実施し、整理整頓に努めます。
同時に、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」にも取り組みます。
- (5) 社会資源の活用を推進します。（ボランティア・地域資源など）
- (6) 事業の安定した運営と快適なサービスが継続して提供できるよう職員同士のチームワークや情報共有を大切にします。また、職員の仕事と生活の調和を重視します。
- (7) 利用者の馴染みの関係を大切にするため、高齢者施設内での個々の交流を定期的に実施します。
- (8) 利用者・家族に親しみを持ってもらえるよう開かれたセンターを目指します。
- (9) 非常災害時における安否確認・支援体制を整備します。
- (10) 地域密着型サービスとして、認知症対応型通所介護開設に向けての施設整備やサービス内容を検討します。

3. 主な方策

- (1) 居宅介護支援事業所に対し定期的な空き情報や高齢者施設で統一したモニタリング様式にて利用状況を報告。家族には毎月発行する新聞や連絡帳にて利用時の状況報告を行います。必要に応じて送迎時や電話にて直接報告を実施します。また、地域住民や居宅介護支援事業所などに当デイサービスでの取り組みを伝える場として、地域の活動（認知症家族教室や事業者連絡会など）に積極的に参加します。
- (2) 地域連携の拠点（八事学区）としては、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務や個別機能訓練計画作成のみならず在宅への訪問や地域の活動へ生活相談員などを派遣したり、「介護相談」や「男性介護者相談」、「生活上の相談」など定期的なサロンを事業所内で企画・開催します。
体調不良などで休まれている利用者に対しても、ご自宅に伺い必要な支援を実施。家族や他事業所と連携を図り体調の悪化などを未然に防ぎます。また、必要な利用者には、夕食の配食サービスを通所介護の機能に付加し、多角的な視点に立ち在宅生活を支えます。
- (3) 計画的にカンファレンスを実施します。カンファレンス前には利用者・家族に利用状況の報告を行い、在宅での困り事や新たなニーズを確認しサービス内容に反映させると共に、職員一人ひとりが利用者の在宅生活全体を把握できるように努めます。また、運動系の集団レクリエーションなどにおいても機能訓練指導員の指導のもと身体機能の維持が図れるリハビリテーションの要素を取り入れていきます。
必要な方へは、言語聴覚士による言語療法なども積極的に実施します。
- (4) センター内の整理整頓に努め、利用される方が安全に気持ちよく過ごせるよう配慮します。また、職員に対しても、5S活動（整理・整頓・掃除・清潔・しつけ）の推進を行います。
- (5) 定期的なボランティア活動（ホール・メイクセラピー・詩吟・理美容・傾聴・法話）は継続。新たなボランティアの発掘にも努めます。（昭和区ボランティアセンターや近隣の各大学などの活用・ボランティア冊子への登録）また、地域資源として様々な行事の際にお手伝いいただける資源（花たち・興正寺）を今後も増やして行きます。
- (6) 通所職員会議や正職員会議をはじめ、終礼などを活用してその都度利用者の処遇面や業務の見直しなど問題把握に努め、改善策を検討→実施→評価→修正します。（積極的なコミュニケーションを図り、職員間の意思統一に努めます。）また、職員の仕事と生活の調和を大切にし平日はもとより、特に延長サービスの提供がない、土曜・日曜・祝祭日は残業をすることがないように常に業務の適正化を図ります。
あわせて定期的な職員面談を実施し、職員の目標などを共有・支援することで

職員の資質向上や育成を目指します。

- (7) 高齢者施設内での個々の利用者の馴染みの交流を深める為、お互いの事業所間で情報交換を密に行い、支援内容の適正化を検討・実施します。
- (8) 送迎時や来所時の挨拶、電話の対応など利用者・家族に安心していただける対応ができるよう定期的に職員同士で意見交換や接遇指導を実施します。
毎朝礼時には、出勤者全員で「命の輝き」を唱和し、初心を忘れないよう努めます。
- (9) 非常災害時における利用者（家族含む）の安否確認の方法および支援のためのマニュアルを非常災害対策委員会を中心として整備します。また、看護職員を中心としてデイサービス独自の緊急時訓練（救急法など含む）を実施します。

4. 行事予定

4月	花見外出、花まつり
5月	菖蒲湯、節句
6月	ふれあい祭り
7月	七夕会
8月	盆踊り、夏まつり、総合防災訓練
9月	敬老会
10月	運動会
11月	
12月	クリスマス会、ボランティア慰労会、しめ縄づくり、餅つき、柚子湯
1月	初釜、剣舞、ボランティア慰労会
2月	節分
3月	卒園祝い、ひなまつり、総合防災訓練

- 毎月 ルンビニー園交流会（集団／小集団）・ルンビニー園合同誕生日会
少人数での外出行事（買い物・喫茶・興正寺散策など）・施設交流（南山寮
喫茶・グループホームとの音楽療法など）・職員との食事会・おやつ作り・
作品作り
- ボラ メイクセラピー・詩吟・理美容・傾聴・法話・各種演奏会（三線・オカリ
ナ・琴など）

5. その他

定員 1日34名

職員数 17名（常勤 11名、非常勤 3名、派遣（運転手等） 3名）

平成 29 年度 事業計画

南山の郷居宅介護支援事業所

【事業の目的】

事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切かつ公正中立な居宅介護支援を提供することを目的とします。

1. 基本方針

- (1) できる限り住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、支援に取り組みます。高齢者の権利擁護についての正しい理解に努め、「本人らしい生活」を送ることができるよう本人の思いを汲み取り、生活に反映させていくことを大切にします。
- (2) 介護保険サービス事業者のほか、地域の社会資源に着目し、安心して生活を送ることができるよう情報の収集に努めます。また医療機関、特に掛かりつけ医等との連携を強化し、情報の共有と適切なサービス提供に繋げていきます。
- (3) 居宅介護支援に関する知識・技術を習得する機会を持ち、資質の向上に努めます。

2. 主な課題

- (1) 自立支援の視点に立ったケアプランの立案
- (2) ケアマネジメントに関わる知識の習得、研修への参加
- (3) 各機関との連携強化
- (4) スケジュール管理に基づいた業務と記録の整理
- (5) 地域に根付いた相談窓口としての定着、高齢者いきいき相談室としての発展

3. 主な方策

- (1) 介護給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、いきいき支援センター、関係事業所、主治医をはじめ医療機関との連携を図ります。また個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえて自立に向けた支援を行います。
- (2) 28年6月より始まった総合事業の理解・把握に努め、いきいき支援センターや関係事業所との連携を図ります。また受託した場合は地域のネットワークを活用し、自立支援の視点を持ちながら適切なケアマネジメントに努めます。
- (3) 積極的に研修会等に参加して情報収集を行い、正確な情報提供に努めます。また法人内の研修や会議、自主勉強会等を通し、サービスの検討や経営意識の

向上に努めます。その他、利用者アンケート（ユーザー評価）や居宅支援の自己評価を行うことで、職員の資質向上を図ります。

1) 外部研修

積極的に参加し、職員一人ひとりの資質の向上を図ります。

昭和区介護保険関連事業者連絡会主催の研修会、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会主催の研修会、認定調査員現任研修、介護支援専門員現任研修、主任介護支援専門員研修等

2) 内部研修

法人内にて各種勉強会等を主体的に計画・実施し、事業所の枠を超えて介護支援専門員、相談員の資質向上に努めます。

事例検討会、相談援助技術研修、福祉・医療・保健制度や生活保護制度等の学習、権利擁護や法令遵守のための法令学習会等

- (4) 他事業所や医療機関との連携強化のために、電話・訪問等の手段を用いて積極的にアプローチを図り、更なる連携を構築していきます。
- (5) 介護支援専門員実務研修における実習を受け入れる体制を整え、将来のケアマネージャーの育成に協力いたします。
- (6) 業務を効率的に進められるよう、適宜関係書類の見直しを図ります。またプライバシーの保護、個人情報の保護に努め、個人の記録や情報を適切に管理します。
- (7) 地域における身近な相談窓口として活躍できるよう、事業所内外からの情報収集に努め、またサロンや老人会で開催される学習会等への講師派遣を検討する等して、地域の活動に積極的に参加する機会確保と高齢者いきいき相談室としてのレベルアップに努めます。いきいき支援センター主催の連絡会を通して、民生委員との連携・地域支援員との関係を強化し、困難ケースや虐待ケースにもチームとしてより深く取り組めるよう努めます。地域住民に親しまれるよう、法人内にて施設開放のための企画も検討していきます。
- (8) 安否確認のためのツール作り等、緊急時・災害時に臨機応変に対応できる体制の構築および、その体制に応じた災害訓練の計画・実施に取り組みます。

4. その他

(1) 介護支援専門員標準担当件数

常勤：概ね40件（総合事業＝介護給付0.5換算）

(2) 職員数 3名（常勤3名）

平成29年度 事業計画

ケアハウス南山の郷

1. 基本方針

- (1) 利用者の方々に今までの生活を維持していただけるよう、課題やニーズを的確に把握し、関係機関と連携しながらサービスを提供します。
- (2) 利用者が、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービス（行事、日課）の提供を行うとともに、生きがいを持って生活できるようにするための機会を適切に提供し、介護予防に努めます。

2. 主な課題

- (1) 職員の資質と施設サービスの向上
- (2) 稼働率の安定と利用継続のための施設内外のケアの構築
- (3) 苦情への迅速な対応
- (4) 地域等との交流の促進
- (5) 生活環境・生活空間の整備・改善
- (6) 定期的な家族との交流

3. 主な方策

- (1) 事業の実施に際し、利用者の心身の状況を定期的に把握し、栄養管理も含めた生活全般について個別プランを作成するとともに、関係機関と連携しながら必要な援助や助言を行ないます。
▽提供したサービスに関し、利用者の意見を聞き、施設サービスの向上を図ります。また、行事や生活支援サービスと等の見直しをすることで利用者の満足度を高めるように努めます。
▽利用者のニーズに合わせ、個別ケアに基づいた自立支援の対応に努めます。利用中に要支援や要介護が必要になった場合には、状態に応じて積極的に併設事業所（特に小規模多機能居宅介護）やその他介護保険サービス等の利用を図りながら、できる限りケアハウスでの生活が継続できるよう支援を行います。現在ご利用者の半数以上が要支援、要介護認定を受けており生活も変化していることから、ケアハウスの対応基準や支援内容を随時整理し具体的に示すことで、安心して利用頂けるようにしていきます。
▽外部研修、内部研修又は法人内研修を通し、職種・役職に応じた教育訓練を、年間を通して行います。また、利用者アンケートを行うことで職員資質と経営意識の向上に努めます。
▽入居希望者の確保を図るため、年1回待機者の現状をフォローし、待機者リ

ストの管理と待機者への必要な支援を行います。

▽日常の生活相談だけでなく介護認定から各種の書類の申請に関わる相談・代行などにも幅広く対応をしていきます。

▽職員とご利用者・家族との信頼関係が築けるよう、利用者・家族の不安に親身に対応し、専門職として信頼されるよう意識の向上と適切な対応に努めます。

- (2) 利用者の個別ケアの対応を行い自立支援の援助に向けて、状態を定期的に把握できるよう病状管理のためのシートを作成し、適時更新しながら職員間の情報共有と特養夜勤者及び小規模多機能夜勤者との連携に努めます。可能な対応を行うとともに、本人およびご家族に対し、居宅介護サービス、施設・医療機関に関する情報提供と必要な支援を行います。

▽他施設に移動するまでの待機期間も、必要に応じての施設サービスと介護保険サービスと医療が安心して受けられる環境を整備していきます。

①医療機関・薬局との連携体制の充実

②緊急対応の充実（医療・ケアマネ・家族・併設施設職員・介護事業者他、役割分担と連携を密にし、緊急時の混乱を最小限に）

- (3) 利用者や家族からの苦情が寄せられた場合には、速やかに対策を検討して、サービスの改善に努めます。

- (4) 地域資源等を積極的に活用しながら、講座、教室等を企画し介護予防に努めます。

① 口腔機能向上 口腔ケアについて歯科衛生士による指導を受ける。

② 健康 保健所の保健師による講座

③ 安全・防災 警察署や消防署職員による講座

④ 介護・認知予防 保健所、包括支援センターの講座・相談窓口の紹介

▽季節に応じた地域の行事や趣味活動の情報を収集し、参加できるよう支援します。また、南山寮や他部署との交流や趣味を生かした活動の場を施設内外で参加できるように企画・情報提供します。

▽デイサービスが窓口となる八事学区の高齢者や地域住民向けに開催される趣味の講座や交流の場などをケアの利用者も活用し生活の幅を広げ、気持ちに潤いが持てる場の提供をしていきます。

- (5) 建物・設備・備品の修繕・購入を計画に従い実行します。必要に応じて、利用者の生活に支障がないよう速やかに対応します。また、定期的に点検・整備を実施します。

▽火災・地震対策に備えての安全確保

事業継続計画（BCP）を立案し、設備保守計画を策定するとともに、災害発生時や復旧対応を想定した訓練を、定期的に実施していきます。居室内外の避難経路の確保と点検、居室内の非常物品の確保、家具等の転倒防止対策（非常災害対策委員会）

(6) 定期的に家族との面談等を行い、利用者の状態や状況の情報を共有しながら、利用者が心身ともに安心して生活ができるよう支援します。利用者自身の「思い」をご家族とも共有していけるよう、サービス担当者会議、行事への家族の参加や、利用者の写真や記録などを活用し思いの共有ができる工夫を行います。

4. 行事予定

4月	花見（歓送迎会）
5月	児童と交流外出行事
6月	食事会、輪投げ大会、ふれあい祭り
7月	七夕会、盆供養
8月	夏祭り、総合防災訓練
9月	児童と交流外出行事
10月	運動会、市作品展、秋刀魚
11月	一日旅行
12月	年忘れ会、餅つき
1月	年賀の会、初詣、初釜
2月	節分
3月	ひなまつり、梅見、総合防災訓練

※懇談会（2か月毎、第四火曜日）

5. その他

定員 30名

職員数 7名（常勤 4名、非常勤 3名）

平成 29 年度 事業計画

小規模多機能ホームみなみやま

1. 基本方針

- (1) 住み慣れた自宅や地域で、その人らしく最期まで共に支えあい安心した暮らしを目指します。
- (2) 気軽に集い、ほっと、ゆったりでき、優しさと笑顔が溢れる家を目指します。
- (3) 有する能力をいかしたケア（介護から支援）に努め、その時その方に合った「支え方」で提供することで、その人らしい自宅での生活を目指します。

2. 主な課題

- (1) 自立支援の視点に立ったケアプランの立案
- (2) 安心して在宅生活を送る為の支援強化と医療連携
- (3) 介護に関わる知識・技術の向上と統一
- (4) 利用者と家族・地域との交流・連携
- (5) 業務の確立
- (6) 災害時対策の構築

3. 主な方策

- (1) 介護給付ケアマネジメントの理解・把握に努め、行政機関、地域包括支援センター、関係事業所、主治医をはじめ医療機関との連携を図り、個別性のあるケアプラン作成に努め、利用者の特性を踏まえ自立に向けた支援を行います。また、適宜サービス担当者会議を開催し、利用者・家族・職員との意思疎通を図れるように取り組みます。その中で、生きがい等を反映させながら、長期で達成するプログラムを家族と連携しながら継続的に実施します。
- (2) 訪問サービスを二人体制に強化し、安心して在宅生活を継続して頂けるような支援に努めます。
 - ・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら、生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。
 - ・認知症のタイプ別ケアとして、家族の同意があれば主治医と相談を行いながら、CT診断等により認知症の種類を把握し、安心して在宅生活が継続できるよう支援に努めます。
 - ・地域での暮らしを支える方策として、必要に応じた配食サービスを展開します。
- (3) 毎月行っている会議内のミニ学習会や施設内研修や外部研修を通して、全ての職員の知識・技術の標準化を図り、計画書により対応の統一を行います。

- ・職員間で共通の認識・意識が持てるように、毎日の申し送りを行います。また、日々の業務の中で声掛けを意識付けします。
 - ・利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、3年計画で痰吸引研修を順次受講し、受け入れ体制を整えます。
 - ・職員との面談により、個人目標の確認を行い、目標が達成できるように施設としてのサポートと評価を行いながら、一年間を通して職員育成に努めます。
 - ・新人教育と新人育成の流れを作れるように、面接での個々のポイントを引き継げるように、基本的なチェックシートを活用します。また、他職員に対しても継続的に指導・評価ができるように、チューター研修やキャリア段位制度（アッセサー制）の育成を行い、職員の成長段階、役割に応じた知識・技術や資格習得への支援を行います。
- (4) 在宅生活・地域との交流が継続出来るように、家族・民生員等の関係作りの構築を行い、適宜ケアプラン・支援の見直しを行います。
- ・毎月発行する新聞にて、施設行事の案内を行い、利用者と家族との交流促進に努めます。また、夏祭りやふれあいまつり等の行事の中で家族と職員との交流・関係作りを行います。
 - ・地域住民への介護支援の一環で、登録以外の方に対しても緊急性があれば空き居室を使用し、地域利用者の受け入れを行います。
 - ・認知症サポーター養成講座を地域住民の方に受講して頂き、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを目指します。また、施設内で養成講座フォローアップを行うことにより、利用者と地域住民が交流できる場所の提供を行います。
 - ・デイサービスのサロンを活用しながら、利用者が地域の方と趣味活動を通して交流できるように努めます。
- (5) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努めます。
- ・職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。
- (6) 訪問時に火災等の安全対策が確保されているかの確認を行い、利用者・家族と相談しながら適宜環境整備に努めます。
- ・みなみやま屋上にソーラーパネル・蓄電池を設置し、非常時に電源が確保できるようにします。また、昨年から高齢者施設で取り組んでいる、BCP（事業継続計画）が完成してから災害訓練を実施します。その中で、自宅で被災した場合の安否確認の連絡体制を家族・地域機関と連携しながら構築して行きます。

4. 行事予定

4月	花見（桜）
5月	母の日、節句、菖蒲湯
6月	父の日、家族会、ふれあい祭り
7月	七夕会、土用の丑
8月	夏まつり
9月	敬老会
10月	体育会、秋刀魚の日、お月見
11月	紅葉狩り
12月	年忘れ会（クリスマス会）、柚子湯、餅つき
1月	初詣、初釜、鏡開き、七草の日
2月	節分、初午
3月	花見（梅）、節句

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会、喫茶外出、世代間交流（ルンビニー園・南山寮）、他施設交流（GH・デイ・特養）、聖歌隊（ボランティア）、個別外出、地域行事を実施します。

運営推進会議（2ヶ月に一度、第4月曜日）

5. その他

定員 登録25名

職員数 14名（常勤 10名、非常勤 4名）

平成 29 年度 事業計画

グループホームみなみやま

1. 基本方針

- (1) 認知症のため見失われがちなその人の尊厳、個性、可能性、求めていること（願い、希望）を見出して、本人がその人らしい暮らしをゆったりと過ごせるように支えていきます。
- (2) お一人おひとりの個性や残存機能を活かし「一緒に過ごす」ケアを大切にし、自由にありのまま、人や自然とふれあい、地域の中でお互いに支え合いながら生活を楽しみます。

2. 主な課題

- (1) 「権利的擁護」の認識とサービス向上
- (2) 個々にあったケアプランの立案
- (3) 介護に関わる知識・技術の向上と統一
- (4) 利用者と家族・地域との交流・連携
- (5) 業務の確立
- (6) 重度化に伴う医療との連携
- (7) 災害時対策の構築

3. 主な方策

- (1) 認知症により自身の思いを伝えられない方に対して、定期的なモニタリング（4月・7月・10月・1月）を家族と共有しながら、生活歴も含めた利用者・家族のニーズを把握し支援に繋がります。また、適宜サービス担当者会議を開催し、利用者・家族・職員との意思疎通を図れるように取り組みます。その中で、生きがい等を反映させながら、長期で達成するプログラムを家族と連携しながら継続的に実施します。
- (2) 毎月行っている会議内のミニ学習会や施設内研修や外部研修を通して、全ての職員の知識・技術の標準化を図り、計画書により対応の統一を行います。
- (3) 職員間で共通の認識・意識が持てるように、毎日の申し送りをを行います。また、日々の業務の中で声掛けを意識付けします。
 - ・利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、3年計画で痰吸引研修に順次受講し、受け入れ体制を整えます。
 - ・認知症の理解として、家族の同意があれば入居時点でのCT診断等により、認知症の種類を把握し、タイプ別ケアの実施に努めます。
 - ・職員との面談により、個人目標の確認を行い、目標が達成できるように施設

- としてのサポートと評価を行いながら、一年間を通して職員育成に努めます。
- ・新人教育と新人育成の流れを作れるように、面接での個々のポイントを引き継げるように、基本的なチェックシートを活用します。また、他職員に対しても継続的に指導・評価ができるように、チューター研修やキャリア段位制度（アッセサー制）の育成を行い、職員の成長段階、役割に応じた知識・技術や資格習得への支援を行います。
- (4) 普段の関わりの中から、行きたい場所・馴染みの関係を意識した外出支援を家族と一緒に考えながら実施に努めます。
- ・毎月発行する新聞にて、施設行事の案内を行い、利用者と家族が笑顔で過ごせる時間の提供を行います。また、夏祭りやふれあいまつり等の行事の中で家族と職員との交流・関係作りを行います。また、担当者会議のみの参加だけにならないよう、食事会としての交流も利用者・家族・職員間で行えるようにします。
 - ・認知症サポーター養成講座を地域住民の方に受講して頂き、認知症の方が安心して過ごせる地域づくりを目指します。また、施設内で養成講座フォローアップを行うことにより、利用者と地域住民が交流できる場所の提供を行います。
 - ・デイサービスのサロンを活用しながら、利用者が地域の方と趣味活動を通して交流できるように努めます。
- (5) サービスの質を維持しながら、適正な業務見直しにより効率・節約に努めます。
- ・職員会議、役職者ミーティングにより業務の流れ・対応についての確認・修正を適時行います。
- (6) 利用者重度化に伴い、痰吸引が必要となっている為、3年計画で痰吸引研修を順次受講し、受け入れ体制を整える。
- ・協力医療機関と連携し、嚥下困難者に対しての摂食嚥下評価を継続的に行いながら、生活の質（食事形態）を確保しながら誤嚥性肺炎予防に努めます。
- (7) みなみやま屋上にソーラーパネル・蓄電池を設置し、非常時に電源が確保できるようにします。また、昨年から高齢者施設で取り組んでいる、BCP（事業継続計画）が完成してから災害訓練を実施します。その中で、自宅で被災した場合の安否確認の連絡体制を家族・地域機関と連携しながら構築して行きます。

4. 行事予定

4月	花見（桜）
5月	母の日、節句、菖蒲湯
6月	父の日、家族会、ふれあい祭り、衣替え
7月	七夕会、土用の丑
8月	夏まつり
9月	敬老会
10月	体育会、秋刀魚の日、お月見、衣替え
11月	紅葉狩り
12月	年忘れ会（クリスマス会）、柚子湯、餅つき
1月	初詣、初釜、鏡開き、七草の日
2月	節分、初午
3月	花見（梅）、節句

随時、季節感のある手作り昼食・おやつ作り、誕生日会（外出・外食）、世代間交流（ルンビニー園・南山寮）、他施設交流（GH・デイ・特養）、聖歌隊（ボランティア）、個別外出、地域行事を実施します。運営推進会議（2ヶ月に一度、第4月曜日）

5. その他

定員 18名

職員数 17名（常勤 10名、非常勤 7名）

平成 29 年度 事業計画

高齢者向け賃貸住宅みなみやま

1. 基本方針

介護が必要な車椅子の方でも、個人の有する能力に応じ、自立して日常生活を営むことが出来るように支援します。

- (1) 自分や自分の両親に『して欲しい』ことは、させていただきます。
- (2) 自分や自分の両親に『して欲しくない』ことは、絶対にしません。
- (3) 「施設」では物足りない「プライバシー」「在宅」では得られない「コミュニティ」を大切に、季節や自然を感じながら生活できる支援をしていきます。

2. その他

定員	6名
職員数	2名（非常勤）

職員配置（平成29年4月1日）

全職員数：145名（うち非常勤<準正規・パート>51名・派遣職員4名、嘱託医2名）

職 種		国基準	常 勤	非常勤(常勤換算)	備 考	
(統括) 施設長		1	1		特養・ケアハウス・デイ・居宅・小規模多機能ホーム・グループホーム・高齢者向け賃貸住宅(管理者) 統括責任者	
副施設長		必要数	2		うち1名ケア部門管理(介護支援専門員兼務)、1名運営部門管理・ケアハウス管理	
事務員		必要数	3		特養・ケアハウス・デイ・居宅・小規模多機能ホーム・グループホーム・高齢者向け賃貸住宅 事務兼務	
特別養護老人ホーム	介護支援専門員	1	3		うち1名副施設長兼務、1名介護職員兼務 1名生活相談員兼務	
	生活相談員	1	3		特養、ショートステイ業務兼務	
	栄養士(管理栄養士)	1	1		特養、ケア、デイ兼務	
	介護職員	34	44	4.71	うち1名介護支援専門員兼務	
	看護職員	【3】	【5】	【1.53】	【 】看護職員再記、うち1名デイ兼務	
	機能訓練指導員	1		1		理学療法士
				0.53		言語聴覚士
	調理員	必要数	5	0.63	特養、ケア、デイ兼務	
	清掃職員	—		0.63	特養、ケア、デイ兼務	
	洗濯職員	—		1.50	特養、デイ兼務	
運転士	—		0.85	運転、営繕業務兼務、デイ兼務		
医師	(1)		2	内科、精神科		
デイサービスセンター	管理者	1	1		兼 介護職員	
	生活相談員	1	2	0.50	うち1名介護職員兼務	
	介護職員	4	8	2.15	うち1名管理者、1名生活相談員兼務	
	看護職員	(1)	1	0.80	兼 機能訓練指導員	
	機能訓練指導員	1		1		作業療法士
				0.10		理学療法士
運転士	—		1.75	車輛管理・一部営繕等、特養兼務		
居宅介護支援事業所	介護支援専門員	3	3		うち1名管理者	
ケアハウス	生活相談員	1	1		主任	
	事務員	1	1		経理・庶務、特養事務兼務、介護兼務	

ケアハウス	介護職員	2	2		
	調理員	2		2. 3 6	
グループホーム	管理者	1	1		小規模多機能ホーム管理者、高齢者向け住宅業務管理兼務
	計画作成担当者	2	2		介護職員兼務、うち1名介護支援専門員
	介護職員	6	1 0	4. 7 0	うち2名計画作成担当者兼務
	看護職員	(1)		0. 9 3	
小規模多機能ホーム	管理者	1	1		グループホーム管理者、高齢者向け住宅業務管理兼務
	介護支援専門員	1		0. 4	介護職員兼務
	看護職員	(1)	1		
	介護職員	6	9	2. 9 8	1名介護支援専門員兼務
高齢者向け住宅	事務員	1	1	0. 6 0	1名小規模多機能ホーム介護職員兼務

※ 通所介護の提供時間帯に看護職員が不在の場合には、特養看護職員が健康管理・緊急時対応を行う。

※ 嘱託医、ケアは常勤換算数によらない定数。()は非常勤、嘱託

※ 特養配置基準 (ショートも含めた100床の職員配置)

利用者3人：介護・看護職員1人

平成28年度平均入所者数100.2人 \div 3=33.4人 \rightarrow 34人(配置基準)

必要配置数：看護職員3人、看護+介護職員=34人、夜勤職員4人

29年度常勤換算数(介護+看護職員)48.59人

※ 通所介護配置基準

利用者15人：介護職員1人、5人増す毎1人加配

利用定員34人：4人(1日) *送迎時間を除くサービス提供時間帯

29年度常勤換算数(介護職員)11.95人

※ グループホーム配置基準

1ユニットに付、利用者3人：介護職員1人(常勤換算)

利用定員9人：3人/24時間(1日)

必要配置数：介護職員3人 \times 2ユニット=6人、夜勤職員2人

29年度常勤換算数(介護+看護職員)15.63人

※ 小規模多機能ホーム配置基準

通いサービス(利用定員15名)

利用者3人：介護職員1人(常勤換算) \rightarrow 必要数5人/40時間(1日)

訪問サービス 介護職員1人(常勤換算)

必要配置数：介護職員6人/48時間(常勤換算)、夜勤職員1人

29年度常勤換算数(介護職員)11.98人

研修計画

研修名	内 容	開催時期	担当者
新任職員研修	① 介護保険制度と介護業界の動向 ② 施設の基本理念と運営方針 法人及び施設の概要説明(沿革・組織) ③ 介護の基本と緊急時の対応 日課および業務内容 災害時の対応と設備器具の取り扱い 記録の書き方 ④ 職員のサービスの心得について 職員としてのサービス・勤務・諸届について 諸規定の説明 ⑤ 労働安全教育 等 ⑥ フォローアップ研修	採用時 9～10月	施設長 副施設長 管理者 主任 等
外部研修	法人内研修テーマ以外の研修を中心に参加	4月～3月	
内部研修	法人内研修：介護専門研修、救急法研修 役職者研修 相談員・ケアマネ研修（毎月） 看護職員専門研修 全体研修：①虐待・身体拘束、リスクマネジメント②接遇③法令遵守（公益通報・個人情報保護） 研修報告：外部研修での研修報告 各委員会主催によるミニ研修 ※詳細内容は別紙	6月～3月 年3回 4月～3月 年3回 全体職員会議 随時 随時	施設長 副施設長 管理者 主任 各委員会 外部講師

※ 内部研修は、すべての部署参加対象とします。

※ 新人指導にあたっては、指導者を原則2名選任して助言相談に当たる。（試用期間1年以内）

※ 専門的に学びたいテーマについては外部講師等を招いて施設内研修を実施します。

		・相談員等研修（成年後見人の支援過程（事例検討））	
5	相談員等	・ケアマネ等研修（事例検討会・面接技法）	
6	全職員 相談員等 看護職員	・緊急時対応模擬訓練（誤嚥・誤飲、沈溺、吐血等） ・相談員研修（障害・精神障害者制度） ・看護職員研修（老年看護の知識と臨床）	
7	介護技術 相談員等	・人間と社会、保健医療制度とチーム医療 ・ケアマネ等研修（事例検討会・アセスメント）	
8	介護技術 相談員等 役職者	・安全な療養生活 ・相談員等研修（ケアプラン作成技法） ・組織におけるコミュニケーション力を高める（指示受けと報連相を中心）	
9	介護技術 相談員等 看護職員 新人	・健康保持と感染予防 ・ケアマネ等研修（事例検討会・面接技法） ・看護職員研修（老年看護の知識と臨床） ・新人フォローアップ研修（1日）	
10	全職員 介護技術 相談員等 役職者	・災害対策教育（BCP計画について）（全体職員会議） ・健康状態の把握 ・相談員等研修（医療報酬改定） ・対人コミュニケーション力を高める（上手な傾聴と自己主張）	
11	介護技術 相談員等	・各痰吸引概論 ・ケアマネ等研修（事例検討会・アセスメント）	
12	全職員 相談員等 役職者 看護職員	・緊急時対応模擬訓練（心停止、意識喪失、転倒等） ・相談員等研修（介護報酬改定） ・部下の行動改善と成長を促す上手な教え方 ・看護職員研修（老年看護の知識と臨床）	
1	介護技術 相談員等	・各痰吸引実施手順解説、演習（各痰吸引） ・ケアマネ等研修（事例検討会・面接技法）	
2	介護技術 相談員等 役職者	・経管栄養概論 ・相談員等研修（対応困難家族の心理と対応） ・組織マネジメントと部署の問題解決力を高める	

	その他	(知恵とやる気を引き出す方法) ・介護福祉士受験対策実技講習	
3	介護技術 相談員等 看護職員	・経管栄養実施手順解説、演習（経管栄養、救急蘇生法） ・ケアマネ等研修（事例検討会・アセスメント） ・看護職員研修（老年看護の知識と臨床）	

※29年度介護研修については、各痰吸引等の資格取得講習と連動しながら実施（共催：中央福祉専門学校）

※介護技術研修の各テーマについては、①予防のための日常の観察とケアのポイント②多職種への伝達と判断の仕方③対処方法と観察ポイント④情報共有の為に記録の書き方⑤事例検討の内容を盛り込む。

※緊急時対応模擬訓練は、①多職種連携②兆候の観察のポイント③処置の判断基準④記録と報告のポイント等を内容に盛り込み、模擬訓練を多職種参加で定期的に行う。

※実技救命講習、3年ごとに開催（次回は平成30年度）

※介護保険法及び運営基準に定める研修は、全体職員会議、外部研修後の伝達研修、施設内研修の一部で時間を取る、委員会主催でミニ講習を行う等工夫して行う（スケジュールは委員会連絡会議で調整）

実習受入一覧（特養・デイ）

平成 29 年 4 月 1 日現在

	社会福祉士	介護福祉士	初任者研修等	その他
5 月	淑徳大学			
6 月	淑徳大学			(ボランティア活動) 大谷高校 介護支援専門員実務研修
7 月	中央福祉専門学校	保育介護ビジネス専門学校 課程Ⅱ		(ボランティア活動) 大谷高校
8 月	中央福祉専門学校		大谷高校	
9 月	日本福祉大学	保育介護ビジネス専門学校 課程Ⅰ		(ボランティア活動) 大谷高校
10 月		保育介護ビジネス専門学校 課程Ⅰ	名古屋学芸大学教員 課程福祉実習	(ボランティア活動) 大谷高校
11 月		名古屋柳城短大課程Ⅱ		(ボランティア活動) 大谷高校
12 月				(ボランティア活動) 大谷高校
1 月				(ボランティア活動) 大谷高校
2 月		保育介護ビジネス専門学校 課程Ⅱ		(ボランティア活動) 大谷高校
3 月		保育介護ビジネス専門学校 課程Ⅱ		

※大谷高校は、例年ボランティア活動の依頼を受けている。4 月入学・進級後に募集される為、活動日と人数の決定は 5 月以降になる。

※大谷高校の初任者研修は夏休みに依頼有。毎年 9 名前後受入している。

※中学校等の体験学習は例年、冬に受け入れをしているが詳細日程は未定です。

※介護福祉士実習等や社会福祉協議会等の実習は、4 月 1 日段階で依頼を受けている実習依頼団体です。年度途中に追加になる場合があります。